八女市児童センタ

八女市研修センタ

令和 第 四 百 年三 月十 + \equiv 凣 号 H

増 八 刊

(1)

目 次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部改

(市町村支援課)

吉井コミュニティセンタ

吉井町六九九番地

を

指定した施設の表うきは市の

項中

人事委員会

正

る規則

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の 一部を改正す

(人事委員会事務局給与公平課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十号

町四公民館

添田町大字添田

|五三二番地の五七

峰地団地集会所

大字添田

一〇九二

一番地の四

を

指定した施設の表添田町の項中

吉井コミュ

ニティセンター

吉井町九八三番地

に、

員会告示第二 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定 号 0) 一部を次のように改正する。 (昭和五十三年一月福岡県選挙管理委

令和四年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克

已

峰地団地集会所

添田町大字添田

一〇九!

一番地

の四

に改める。

指定した施設の表八女市の項中

吉田 上陽町上横山四九〇六番地 兀 Ŧi. 番地

を

に、

||町上横山四九〇六番地

八女市研修センター

事委員会

ここに公布する。 公益的法人等へ 令和四年三月十八日 の福岡県職員の派遣等に関する規則の 部を改正する規則を制定

福岡県人事委員会委員長

山 \Box

> 幸 雄

福岡県人事委員会規則第六号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

	八女市矢部基幹集落センター	八女市立花隣保館
	"	"
	矢部村北矢部一〇九七七 – 一	立花町山崎二五二二-一
を		

八女市立花隣保館 立花町山 崎 五三一

に、

定期発行日 每週火金曜日